

# ご存知ですか？

## ～交通遺児福祉資金事業～



- ・交通遺児の方に対する激励金の支給事業を行っています。
- ・乳幼児、小学生から高校生（小学部から高等部）の方へ支給します。
- ・対象世帯の所得の制限はありません。

### ❁ 対象者 ❁

- ・父母（「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ）又は、そのどちらの方が交通事故により死亡、又は父母が重度の後遺症を存することとなった方（父母のどちらかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当の取扱いとする）。
- ・父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていて、当該親族等が交通事故により死亡、又は当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった方。

### ❁ 激励金支給基準（1人につき）❁

- ①翌年度4月に小学校入学予定の幼児 …………… 50,000円
- ②翌年度4月に中学校入学予定の児童 …………… 50,000円
- ③当年度末に中学校卒業予定の生徒 …………… 50,000円
- ④その他（①～③を除く）児童・生徒 …………… 20,000円  
（現小・中学生）
- ⑤幼稚園・保育園・在宅を含めた全ての乳幼児 …… 20,000円
- ⑥当年度末に高等学校卒業予定の生徒 …………… 70,000円
- ⑦高校1・2学年の生徒 …………… 30,000円

### ❁ 支給をうけるには？ ❁

【過去に受給している世帯】毎年市町村等を通じて状況確認を行った後、請求書を送付しますので御提出ください（2月下旬）。3月に送金します。

【過去に受給したことが無い世帯】下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

#### お問合せ先

（社福）鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部  
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5  
TEL:0857-59-6344  
FAX:0857-59-6341  
E-mail [fukushis@tottori-wel.or.jp](mailto:fukushis@tottori-wel.or.jp)  
URL <https://www.tottori.wel.or.jp/>

